

別紙

氏名（法人にあつては名称）	事業所の名称	事業所の種別
学校法人同志社	同志社大学（今出川校地）	学校

1 使用電力量に占める再エネ電気等の割合

種別	前年度実績 (3)年度	本年度計画 (4)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	0.1%	%
事業所の敷地内に設置された再エネ設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	%	%
再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。）を使用して当該事業所に供給されたもの	%	%
自ら保有する再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気の自己託送（電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号口に掲げるものをいう。）により、当該事業所に供給されたもの	%	%
小売電気事業者から供給された再エネ電気（一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。）	%	%
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	%	%
合計	0.1%	%

注 「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書（認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書）及びJ-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針（本年度）

（小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等）

--

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等

4 備考（特記事項など）

特定建築物（延床面積2,000平方メートル以上）及び準特定建築物（延床面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満）に対し、再生エネルギー設備の導入が義務づけられており、建物新築に際し、当該校地にて再生エネルギー設備を導入していく。

別紙

氏名（法人にあつては名称）	事業所の名称	事業所の種別
学校法人同志社	同志社女子大学（今出川校地）	学校

1 使用電力量に占める再エネ電気等の割合

種別	前年度実績 (3)年度	本年度計画 (4)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	0.8%	%
事業所の敷地内に設置された再エネ設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	%	%
再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。）を使用して当該事業所に供給されたもの	%	%
自ら保有する再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気の自己託送（電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号口に掲げるものをいう。）により、当該事業所に供給されたもの	%	%
小売電気事業者から供給された再エネ電気（一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。）	%	%
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	%	%
合計	0.8%	%

注 「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書（認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書）及びJ-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針（本年度）

（小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等）

--

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等

4 備考（特記事項など）

特定建築物（延床面積2,000平方メートル以上）及び準特定建築物（延床面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満）に対し、再生エネルギー設備の導入が義務づけられており、建物新築に際し、当該校地にて再生エネルギー設備を導入していく。

別紙

氏名（法人にあつては名称）	事業所の名称	事業所の種別
学校法人同志社	同志社中高他（高倉校地）	学校

1 使用電力量に占める再エネ電気等の割合

種別	前年度実績 (3)年度	本年度計画 (4)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	0.4%	%
事業所の敷地内に設置された再エネ設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	%	%
再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。）を使用して当該事業所に供給されたもの	%	%
自ら保有する再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気の自己託送（電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号口に掲げるものをいう。）により、当該事業所に供給されたもの	%	%
小売電気事業者から供給された再エネ電気（一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。）	%	%
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	%	%
合計	0.4%	%

注 「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書（認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書）及びJ-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針（本年度）

（小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等）

--

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等

4 備考（特記事項など）

特定建築物（延床面積2,000平方メートル以上）及び準特定建築物（延床面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満）に対し、再生エネルギー設備の導入が義務づけられており、建物新築に際し、当該校地にて再生エネルギー設備を導入していく。
--

別紙

氏名（法人にあつては名称）	事業所の名称	事業所の種別
学校法人同志社	同志社大学（京田辺校地）	学校

1 使用電力量に占める再エネ電気等の割合

種別	前年度実績 (3)年度	本年度計画 (4)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	0.3%	%
事業所の敷地内に設置された再エネ設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	%	%
再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。）を使用して当該事業所に供給されたもの	%	%
自ら保有する再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気の自己託送（電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号口に掲げるものをいう。）により、当該事業所に供給されたもの	%	%
小売電気事業者から供給された再エネ電気（一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。）	%	%
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	%	%
合計	0.3%	%

注 「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書（認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書）及びJ-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針（本年度）

（小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等）

--

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等

4 備考（特記事項など）

特定建築物（延床面積2,000平方メートル以上）及び準特定建築物（延床面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満）に対し、再生エネルギー設備の導入が義務づけられており、建物新築に際し、当該校地にて再生エネルギー設備を導入していく。
--

別紙

氏名（法人にあつては名称）	事業所の名称	事業所の種別
学校法人同志社	同志社女子大学（京田辺校地）	学校

1 使用電力量に占める再エネ電気等の割合

種別	前年度実績 (3)年度	本年度計画 (4)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	0.0%	%
事業所の敷地内に設置された再エネ設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	%	%
再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。）を使用して当該事業所に供給されたもの	%	%
自ら保有する再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気の自己託送（電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号口に掲げるものをいう。）により、当該事業所に供給されたもの	%	%
小売電気事業者から供給された再エネ電気（一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。）	%	%
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	%	%
合計	0.0%	%

注 「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書（認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書）及びJ-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針（本年度）

（小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等）

--

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等

4 備考（特記事項など）

特定建築物（延床面積2,000平方メートル以上）及び準特定建築物（延床面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満）に対し、再生エネルギー設備の導入が義務づけられており、建物新築に際し、当該校地にて再生エネルギー設備を導入していく。
--

別紙

氏名（法人にあつては名称）	事業所の名称	事業所の種別
学校法人同志社	同志社国際中高（京田辺校地）	学校

1 使用電力量に占める再エネ電気等の割合

種別	前年度実績 (3)年度	本年度計画 (4)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	0.9%	%
事業所の敷地内に設置された再エネ設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	%	%
再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。）を使用して当該事業所に供給されたもの	%	%
自ら保有する再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気の自己託送（電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号口に掲げるものをいう。）により、当該事業所に供給されたもの	%	%
小売電気事業者から供給された再エネ電気（一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。）	%	%
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	%	%
合計	0.9%	%

注 「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書（認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書）及びJ-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針（本年度）

（小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等）

--

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等

4 備考（特記事項など）

特定建築物（延床面積2,000平方メートル以上）及び準特定建築物（延床面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満）に対し、再生エネルギー設備の導入が義務づけられており、建物新築に際し、当該校地にて再生エネルギー設備を導入していく。
--

別紙

氏名（法人にあつては名称）	事業所の名称	事業所の種別
学校法人同志社	同志社大学他（学研都市校地）	学校

1 使用電力量に占める再エネ電気等の割合

種別	前年度実績 (3)年度	本年度計画 (4)年度
事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	0.0%	%
事業所の敷地内に設置された再エネ設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）	%	%
再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものを除く。）を使用して当該事業所に供給されたもの	%	%
自ら保有する再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気の自己託送（電気事業法第2条第1項第5号に規定する接続供給のうち同号口に掲げるものをいう。）により、当該事業所に供給されたもの	%	%
小売電気事業者から供給された再エネ電気（一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気をいう。）	%	%
再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気	%	%
合計	0.0%	%

注 「再エネ電力証書」とは、グリーン電力証書（認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認証証明書に基づき、証書発行事業者が発行したグリーン電力相当量証明書）及びJ-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットをいいます。

2 再生可能エネルギーの導入等に関する方針（本年度）

（小売電気事業者選定時の再エネ電力の基準等）

--

3 中長期的な再生可能エネルギーの導入等に関する目標

目標年度	目標指標等

4 備考（特記事項など）

特定建築物（延床面積2,000平方メートル以上）及び準特定建築物（延床面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満）に対し、再生エネルギー設備の導入が義務づけられており、建物新築に際し、当該校地にて再生エネルギー設備を導入していく。
--